



第3回 市町村による原子力安全対策に関する研究会 〔研究報告〕

市町村による原子力安全対策に関する研究会

第1回 浄水場等汚泥対策分科会(新潟市)

【日 時】平成23年10月12日(水)
午前10時45分から午前11時45分まで

【場 所】新潟市役所

【テーマ】浄水場などの汚泥対策について
担当：新潟市 阿賀野市

【講 師】環境省大臣官房
廃棄物対策課長 山本 昌宏 氏

【参加者】県内自治体職員129名



第1回 浄水場等汚泥対策分科会(新潟市)

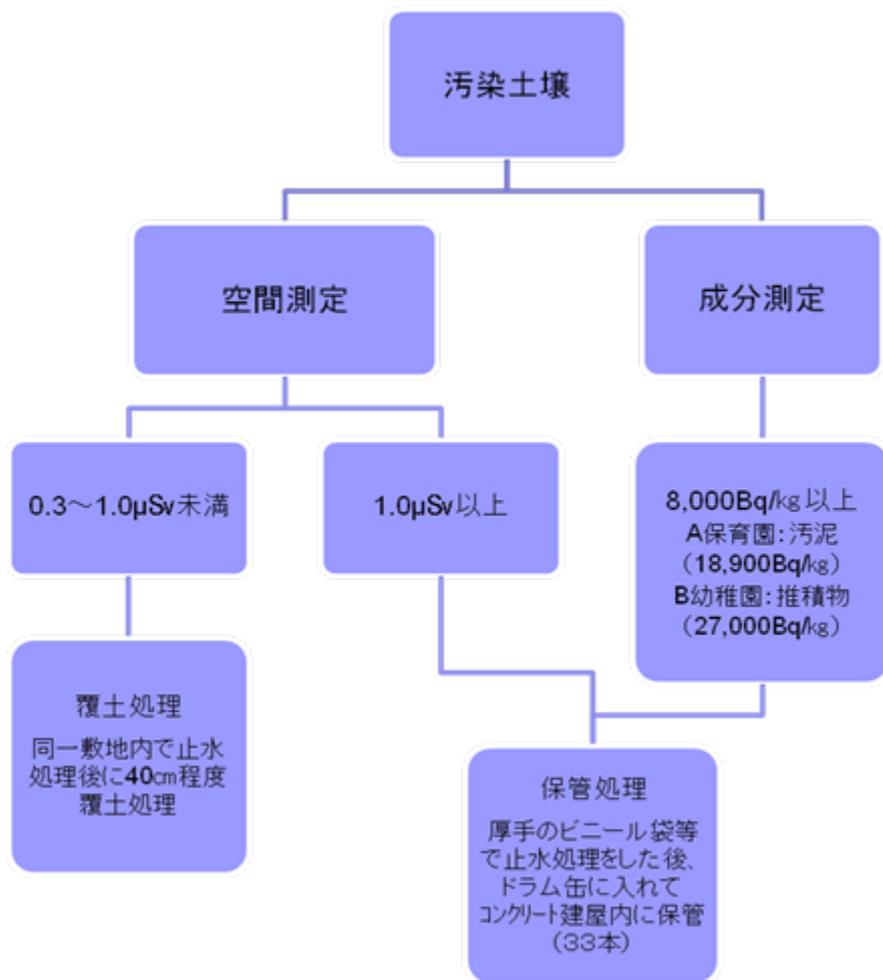
【概要】

- ・ 放射性物質汚染対処特別措置法の概要について
- ・ 指定廃棄物の指定基準について
- ・ 浄水発生土の保管及び処理状況について
- ・ 副次産物の当面の取り扱いに関する考え方 など



土壌汚染対策について(報告:十日町市長)

十日町市における処理状況



1. 十日町市における測定実績

- ① 空間測定 公共施設等 171施設
(小中学校2回・保育園等3回)
- ② 定点測定 汚泥推積等 577箇所

※ 0.3 μ Sv ~ 1.0 μ Sv/h 未満: 34箇所
1.0 μ Sv/h 以上: 4箇所

2. 課題点について

- ① 執行済経費の取扱い
 - ・執行済経費 + 今後の執行経費
- ② 既処理済土壌の取扱い
 - ・法制定によっては再処理が発生
- ③ 既保管汚染土壌の取扱い
 - ・保管施設の確保及び最終処分
- ④ 個人地等の測定要望
 - ・測定機器及び方法の統一性

放射性汚染対処特措法について(報告:十日町市長)



1. 国への訪問(H23.10.14)による内容結果について

対応者 経済産業省技術総括審議官 西本 淳哉 訪問者: 十日町市長 関口 芳史
環境省水環境担当審議官 関 莊一郎 防災安全課長 齋藤 勝

- ・ 内閣府は(原子力災害対策本部)では立法までで、基本方針の策定・基準の設定等の具体的な内容については環境省で作業を行っている。(西本 審議官よりの回答)
- ・ 財政上の措置としては、除染等の対策費として2,200億円(予備費)、うち1,800億円を福島県における基金、その他の地域分として50億円を予定している。(西本 審議官よりの回答)
- ・ 年間1.0ミリシーベルト(0.23 μ Sv/h)以上の除染区域指定については、指定によるデメリット(農産物・観光等の風評被害)をどうするか、市町村長の判断を尊重して定めたい(関 審議官よりの回答)

2. 特別措置法全面施行(基本方針制定)後の課題

① 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理について

- ・ 汚染廃棄物対策地域の指定の具体的な内容(時期、地域など)はどうか

② 除染等の措置等について

- ・ 汚染状況重点調査地域の指定は具体的にはどうか
- ・ 市町村長の汚染状況重点調査地域への指定要請はどのように行うのか
- ・ 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体はどうか
- ・ 除染等の措置等に関する基準等はどうか

③ 費用について

- ・ 財政上の措置等の具体的な内容はどうか

放射性セシウムが検出された堆肥の処理について(報告:胎内市)

国・県基準

【国の基準】

堆肥に含まれることが許容される**最大値**
は**400ベクレル/kg**

(8月1日付け農林水産省通知)

【県の基準】

移動自粛を求める堆肥の**下限値は、100**
ベクレル/kg

(8月12日新発田地域振興局農林振興部から口頭で依頼)

市営黒川堆肥センター

貯留堆肥
1200t 330bq/kg

埋設について国・県と協議
(口頭での協議:国9/7・県9/7)

協議先:農林水産省新潟農政事務所消費・安全部
新潟県新発田地域振興局農業振興部

国・県とも法令には
抵触しない旨の回答
(いずれも口頭での回答:国
9/7・県9/12)

胎内市報道発表(9/26)

処分方法が示されるまで
遮水シートに包み埋設処理

最終処分時の作業性を考慮し仮処分
方法の変更

10/5集落説明会開催

県が埋設について疑義
(9/28新潟県廃棄物対策課からを期
日を定めずに埋設するのは廃棄物
処理法に抵触する旨指摘)

処分方法が示されるまで
フレコンに入れ仮保管庫に格納

放射性セシウムが検出された堆肥の処理について(報告:胎内市)

「農林水産省農林水産技術会議」に国が定める基準以下の堆肥の処理方法について照会し、以下の回答を得た。(9/30)

国回答

【堆肥として利用する場合(400ベクレル/kg以下)】

- 1 国が定めた暫定基準値以下であることから堆肥として処分可能
- 2 自治体を実施する緑化事業で使用することも可能

【処分する場合(400ベクレル/kg以下)】

一般廃棄物として取り扱い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき処理する

【処分する場合(400ベクレル/kg超)】

暫定基準値である400ベクレル/kgを超える堆肥の処理については、処分方法が示されていない。

【課題】

- 1 堆肥として利用したくても、販売できず、貯留堆肥が多く畜産農家からの受入ができない
- 2 100ベクレル/kg以上の県から移動自粛依頼のあった堆肥の取り扱いについて、その後の対応方針が県から示されていない
- 3 個別農家の汚染堆肥処理方法や処分経費負担について不明確

EPZ及び避難計画について(報告:三条市)

1 原子力防災指針の見直しに関する国の動き

○原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会
防災指針検討ワーキンググループの開催
平成23年7月27日(水)～平成23年10月7日(金)
これまで5回開催

<EPZの範囲>
10月中に見直しに向けた考え方を整理

○EPZに関する考え方の骨子(案)における論点 (10月7日ワーキング)

1. 地域の範囲の考え方
 - (1)直ちに避難措置等を行う区域(PAZ)
 - (2)避難準備区域
 - (3)屋内退避、ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域
 - (4)主にモニタリングを行う区域
2. 当面の間のEPZのめやす
 - (1)当面のEPZ、PAZのめやすをどのように考えるか。
 - (2)EPZ等の範囲をどのような手法で決定するべきか。(発電所の規模(基数)、施設の特性、周辺の地形、気象等を勘案して設定されるべきではないか)
3. 地域防災計画への留意事項
 - (1)環境モニタリング、スクリーニングの実施方法、オフサイトセンターの機能要件、避難場所の確保、避難道路及び避難手段の確保等
 - (2)放射線の感受性が強い妊婦、子どもへの配慮
 - (3)EPZ内に交通の幹線網があった場合

2 今後当研究会として留意すべき点

原子力安全委員会による防災指針の見直し議論が進んでいくことから、今後、これを参考にEPZ及び避難計画のあり方について検討を行う必要がある。

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 横村所長との意見交換について （報告：上越市長）

1. 日時 10月6日（木） 10:30～正午

2. 内容

①「市町村による原子力安全対策に関する研究会」について

- ・研究会の状況報告

設立の趣旨、構成市町村、研究テーマの内容等を説明。

②安全協定について

- ・「安全協定」は研究テーマの一つ。（担当幹事：燕市、上越市）

- ・今後、参加市町村の思いを聞きながら協議を進めさせていただく。

③安全対策について

- ・地震、津波対策の実施状況について説明いただき、発電所内を視察。